

第六管区海上保安本部公示第32号

水路業務法(昭和25年法律第102号)第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和6年7月29日

第六管区海上保安本部長

小野 雄介 (公印省略)

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 広島県広島港湾振興事務所

住 所 広島県広島市南区宇品二丁目23-53

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 広島港(付図1及び付図2のとおり)

期 間 令和6年8月8日から

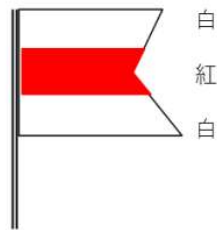
令和6年8月30日までのうち3日間

3 水路測量の実施方法

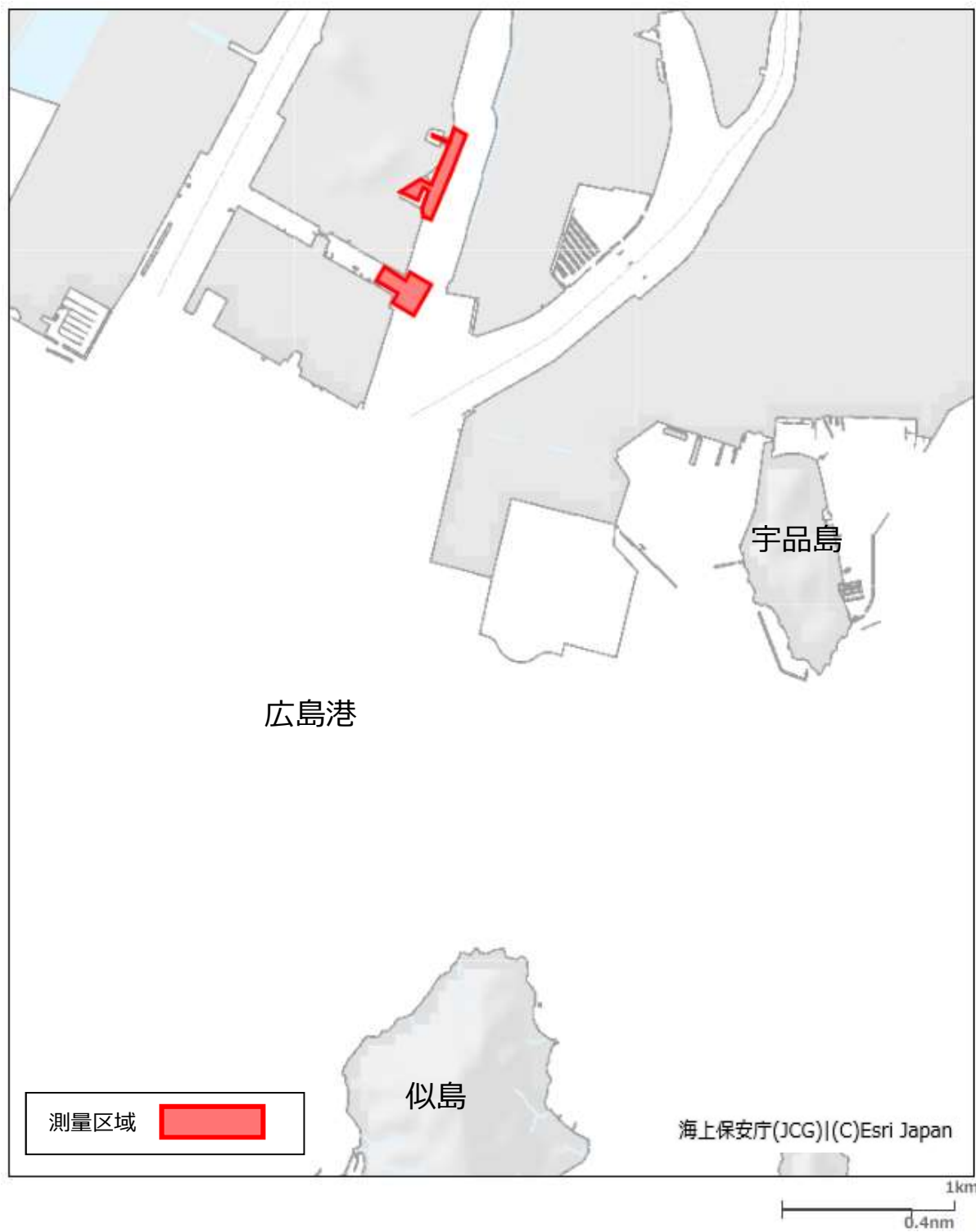
単素子音響測深機による測深及びGNSSによる船位決定

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量を行っている船舶は、水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令第55号)第六条に定める標識(白紅白の燕尾旗)を掲げる。



付 図 1



付 図 2

